

（仮）日野市障害者差別解消推進条例（案）

1 （仮）日野市障害者差別解消推進条例(案)とは

私が私らしく生きていけるための社会の在り方を考え、創っていくための条例です。障害のある人もない人も、自由に話したり・移動したり・教育を受けたり・働いたり・余暇を楽しんだりするために、最も大切なお互いに認め合い助け合い地域の中で生きていく大切さを伝え・理解を深めていくためのものです。理念ではなく実感できることを目指します。

○ 対象となる「障害者」とは？

障害者手帳を持っていることは条件ではありません。

2 日野市の動き

・令和元年第3回定例会に議案上程(予定)

・令和2年4月施行(予定)

素案の策定にあたっては、障害当事者を交えて12回の検討を重ねました。

3 条例(案)の具体的内容

(1)不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止します。

(2)事業者に対する合理的配慮の提供の義務化

障害者から「障壁を取り除くために何らかの対応をして欲しい。」という申し出があった時に、まず対話をし、過度な負担にならない範囲で対応してもらいます。

合理的配慮の例

- ・視覚障害者と接する際に「お手伝いしましょうか？」と声をかける。
- ・杖を使用している方がお店の手すりのない階段を歩く時に、手を添えてあげる。

(3)相談・あっせんの申し立て

障害者、その家族は障害を理由とする差別等事案があったときは市に相談できます。また、市長に対し市又は事業者を相手に解決のためのあっせんを申し立てできます。

4 具体的取り組み案

(1)合理的配慮を推進するための財政支援を予定〔令和2年度～〕

合理的配慮が進むための市内小規模事業者に対する財政支援を検討しています。

- ・お店の段差解消工事、手すり設置工事、トイレのバリアフリー工事に対する補助など

(2)共に生きる意味や合理的配慮の意味を子どもたちの言葉で発信〔令和元年度中 検討〕

より多くの方に“通じる・届く”分かりやすい形にして情報を発信していく。
どんな障害のある人に対しても、その人に合わせた自然な対応とはどのようなことか？を子どもたちが障害者の日常を体験し、それを言葉に起こし、イラストを添えた冊子にして周知していく〔広報特別号〕